

【広報資料】

平成27年の「不正行為」について

平成27年の「不正行為」について

入国管理局においては、研修・技能実習に関して不適正な行為を行った機関に対し、「不正行為」を行ったと認められる旨を通知し、当該「不正行為」が研修・技能実習の適正な実施を妨げるものであった機関について、「不正行為」が終了した日から法務省令で規定する期間を経過するまで、研修生・技能実習生の受入れを認めないこととしている。

平成27年に研修・技能実習の適正な実施を妨げる「不正行為」を行ったと認められる旨を通知した機関の受入れ形態別、「不正行為」の種類別の状況及び具体例は次のとおりである。

1 受入れ形態別

(1) 受入れ形態別「不正行為」機関数（表1）

平成27年に「不正行為」を通知した機関は273機関であり、受入れ形態別では、企業単独型が3機関（1.1%）、団体監理型が270機関（98.9%）である。団体監理型での受入れについて、受入れ機関別では、監理団体が32機関（11.9%）、実習実施機関が238機関（88.1%）である。

平成26年の241機関と比較すると13.3%の増加、平成25年の230機関と比較すると18.7%の増加であり、現行制度が施行された平成22年以降の推移としては、増加傾向にある。

（表1）受入れ形態別「不正行為」機関数

		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
企業単独型		2	3	2	0	0	0	3
団体 監理型	監理団体	34	17	14	9	20	23	32
	実習実施機関	324	143	168	188	210	218	238
計		360	163	184	197	230	241	273

(2) 企業単独型での実習実施機関に対する通知（表1）

平成24年から平成26年までの間に「不正行為」を通知した企業単独型での実習実施機関はなかったが、平成27年は3機関に「不正行為」を通知した。

(3) 団体監理型での受入れ機関に対する通知

① 監理団体の種類別「不正行為」機関数（表2）

平成27年に「不正行為」を通知した32機関のうち31機関を事業協同組合が占めており、事業協同組合が高い割合を占める傾向はこれまでと変わっていない。

(表2) 監理団体の種類別「不正行為」機関数

	平成25年	平成26年	平成27年
事業協同組合	18	22	31
農業協同組合	2	1	1
商工会	0	0	0
その他の団体	0	0	0
計	20	23	32

※ 平成27年には、上記のほか、監理団体が行うべき「監査」を他の機関に代行させていた事例において、不適正な行為を行った当該代行機関（1機関）に対しても「不正行為」を行ったと認められる旨を通知した。

② 実習実施機関の業種別「不正行為」機関数（表3）

平成27年に「不正行為」を通知した238機関を業種別でみると、「繊維・衣服関係」が94機関（39.5%）と最も多く、次いで、「農業・漁業関係」が67機関（28.2%）と続いており、この2業種で6割以上を占めている。

(表3) 団体監理型での実習実施機関の業種別「不正行為」機関数

	平成25年	平成26年	平成27年
繊維・衣服関係	75	76	94
農業・漁業関係	79	88	67
建設関係	16	16	20
食品製造関係	15	11	19
機械・金属関係	7	12	10
その他	18	15	28
計	210	218	238

2 類型別

(1) 類型別「不正行為」件数（表4、5）

平成27年に「不正行為」を通知した273機関について、類型別にみた通知件数は、370件であるところ（一つの機関に対して複数の類型により「不正行為」を通知する場合があるため、「不正行為」を通知した機関数と類型別の件数とは一致しないもの。）、「賃金等の不払」が138件（37.3%）と最も多く、次いで、「偽変造文書等の行使・提供」が62件（16.8%）、「技能実習計画との齟齬」が39件（10.5%）と続いている。

また、「賃金等の不払」を含む労働関係法令違反に関する「不正行為」は173件（46.8%）であり、これらが高い割合を占める傾向はこれまでと変わっていない。

※ 平成22年7月に現行制度が施行されたが、現行制度施行前に行われた行為については、現行制度施行前の上陸基準省令の規定に沿った「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針（平成19年改訂）」（以下「旧指針」という。）に基づき「不正行為」を通知し、現行制度施行後に行われた行為については、現行の上陸基準省令の規定に基づき「不正行為」を通知している。

なお、平成26年に引き続き、平成27年に旧指針に基づき「不正行為」を通知した機関はない。

(表4) 類型別「不正行為」件数

類型		平成25年			平成26年			平成27年		
旧指針	上陸基準省令	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計
二重契約	二重契約	0	3	3	0	0	0	0	1	1
研修・技能実習計画との齟齬	技能実習計画との齟齬	1	86	87	0	32	32	0	39	39
名義貸し	名義貸し	0	16	16	0	21	21	0	33	33
その他虚偽文書の作成・行使	偽造文書等の行使・提供	1	13	14	0	29	29	0	62	62
研修生の所定時間外作業	研修生の所定時間外作業	1	2	3	0	0	0	0	0	0
悪質な人権侵害行為等	暴行・脅迫・監禁	0	0	102	0	1	151	0	2	158
	旅券・在留カードの取上げ		1			9				
	賃金等の不払		99			138				
	人権を著しく侵害する行為		2			9				
問題事例の未報告等	実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」	0	0	7	0	2	4	0	0	5
	監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査、相談体制構築等の不履行」		7			2			5	
	行方不明者の多発		0			0			0	
不法就労者の雇用・あっせん	不法就労者の雇用等	0	8	8	0	11	11	0	24	24
労働関係法規違反	労働関係法令違反	2	23	25	0	23	23	0	35	35
準ずる行為の再発生	再度の不正行為	1	0	1	0	3	3	0	1	1
	保証金の徴収等		2	2		2	2		4	4
	講習期間中の業務への従事		79	79		74	74		8	8
	営利目的のあっせん行為		0	0		0	0		0	0
	日誌等の作成等不履行		19	19		0	0		0	0
	帰国時の報告不履行		0	0		0	0		0	0
計		6	360	366	0	350	350	0	370	370

(注) 一つの受入れ機関に対して複数の類型により「不正行為」を通知した場合は、それぞれの類型に計上しているため、「不正行為」を通知した機関数と類型別の件数とは一致しない。なお、(表5) から (表8) までにおいても同じ。

(表5) 平成27年 類型別受入れ形態別「不正行為」件数 (上陸基準省令)

	企業 単独型	団体監理型		計
		監理団体	実習実施 機関	
暴行・脅迫・監禁	0	0	2	2
旅券・在留カードの取上げ	0	3	6	9
賃金等の不払	2	6	130	138
人権を著しく侵害する行為	0	2	7	9
偽変造文書等の行使・提供	0	26	36	62
保証金の徴収等	0	2	2	4
講習期間中の業務への従事	0	1	7	8
二重契約	0	0	1	1
技能実習計画との齟齬	0	6	33	39
名義貸し	0	1	32	33
実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・ 「実習継続不可能時の報告不履行」	0		0	0
監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監 査，相談体制構築等の不履行」		5		5
行方不明者の多発	0	0	0	0
不法就労者の雇用等	1	0	23	24
労働関係法令違反	1	1	33	35
営利目的のあっせん行為	0	0	0	0
再度の不正行為	0	0	1	1
日誌等の作成等不履行	0	0	0	0
帰国時の報告不履行	0	0	0	0
研修生の所定時間外作業	0	0	0	0
計	4	53	313	370

(2) 企業単独型での実習実施機関に係る類型別「不正行為」件数（表6）

平成27年に「不正行為」を通知した3機関について、類型別にみた通知件数は、4件である。内訳は「賃金等の不払」が2件、「不法就労者の雇用等」及び「労働関係法令違反」がそれぞれ1件である。

（表6）企業単独型での実習実施機関に係る類型別「不正行為」件数

類型		平成25年			平成26年			平成27年		
旧指針	上陸基準省令	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計
二重契約	二重契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0
研修・技能実習計画との齟齬	技能実習計画との齟齬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名義貸し	名義貸し	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他虚偽文書の作成・行使	偽変造文書等の行使・提供	0	0	0	0	0	0	0	0	0
研修生の所定時間外作業		0	/	0	0	/	0	0	/	0
悪質な人権侵害行為等	暴行・脅迫・監禁	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	旅券・在留カードの取上げ		0			0				
	賃金等の不払		0			2				
	人権を著しく侵害する行為		0			0				
問題事例の未報告等	実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	行方不明者の多発		0			0				
不法就労者の雇用・あつせん	不法就労者の雇用等	0	0	0	0	0	0	0	1	1
労働関係法規違反	労働関係法令違反	0	0	0	0	0	0	0	1	1
準ずる行為の再発生	再度の不正行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保証金の徴収等	/	0	0	/	0	0	/	0	0
	雇用契約に基づかない講習の期間中の業務への従事	/	0	0	/	0	0	/	0	0
	日誌等の作成等不履行	/	0	0	/	0	0	/	0	0
計		0	0	0	0	0	0	0	4	4

(3) 団体監理型での受入れ機関に係る類型別「不正行為」件数

① 監理団体に係る類型別「不正行為」件数（表7）

平成27年に「不正行為」を通知した32機関について、類型別にみた通知件数は、53件である。「偽変造文書等の行使・提供」が26件（49.1%）と最も多く、次いで、「賃金等の不払」及び「技能実習計画との齟齬」がいずれも6件（11.3%）と続いている。

（表7） 監理団体に係る類型別「不正行為」件数

類型		平成25年			平成26年			平成27年		
旧指針	上陸基準省令	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計
二重契約	二重契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0
研修・技能実習計画との齟齬	技能実習計画との齟齬	1	13	14	0	9	9	0	6	6
名義貸し	名義貸し	0	0	0	0	2	2	0	1	1
その他虚偽文書の作成・行使	偽変造文書等の行使・提供	1	8	9	0	18	18	0	26	26
研修生の所定時間外作業	研修生の所定時間外作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪質な人権侵害行為等	暴行・脅迫・監禁	0	0	1	0	1	5	0	0	11
	旅券・在留カードの取上げ		0			3				
	賃金等の不払		0			6				
	人権を著しく侵害する行為		1			2				
問題事例の未報告等	実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」	0	/	7	0	/	2	0	/	5
	監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査、相談体制構築等の不履行」		7			2			5	
	行方不明者の多発		0			0			0	
不法就労者の雇用・あつせん	不法就労者の雇用等	0	0	0	0	2	2	0	0	0
労働関係法規違反	労働関係法令違反	0	0	0	0	0	0	0	1	1
準ずる行為の再発生	再度の不正行為	1	0	1	0	1	1	0	0	0
/	保証金の徴収等	/	0	0	/	0	0	/	2	2
/	講習期間中の業務への従事	/	10	10	/	7	7	/	1	1
/	営利目的のあつせん行為	/	0	0	/	0	0	/	0	0
/	日誌等の作成等不履行	/	1	1	/	0	0	/	0	0
/	帰国時の報告不履行	/	0	0	/	0	0	/	0	0
計		3	40	43	0	46	46	0	53	53

② 実習実施機関に係る類型別「不正行為」件数（表8）

平成27年に「不正行為」を通知した238機関について、類型別にみた通知件数は、313件である。「賃金等の不払」が130件（41.5%）と最も多く、次いで、「偽変造文書等の行使・提供」が36件（11.5%）、「技能実習計画との齟齬」及び「労働関係法令違反」がいずれも33件（10.5%）と続いている。

（表8）団体監理型での実習実施機関に係る類型別「不正行為」件数

類型		平成25年			平成26年			平成27年		
旧指針	上陸基準省令	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計
二重契約	二重契約	0	3	3	0	0	0	0	1	1
研修・技能実習計画との齟齬	技能実習計画との齟齬	0	73	73	0	23	23	0	33	33
名義貸し	名義貸し	0	16	16	0	19	19	0	32	32
その他虚偽文書の作成・行使	偽変造文書等の行使・提供	0	5	5	0	11	11	0	36	36
研修生の所定時間外作業	研修生の所定時間外作業	1	2	3	0	0	0	0	0	0
悪質な人権侵害行為等	暴行・脅迫・監禁	0	0	101	0	0	146	0	2	145
	旅券・在留カードの取上げ		1			2			6	
	賃金等の不払		99			142			130	
	人権を著しく侵害する行為		1			2			7	
問題事例の未報告等	実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」	0	0	0	0	2	2	0	0	0
	監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査、相談体制構築等の不履行」		/			/			/	
	行方不明者の多発		0			0			0	
不法就労者の雇用・あつせん	不法就労者の雇用等	0	8	8	0	9	9	0	23	23
労働関係法規違反	労働関係法令違反	2	23	25	0	23	23	0	33	33
準ずる行為の再発生	再度の不正行為	0	0	0	0	2	2	0	1	1
/	保証金の徴収等	/	2	2	/	2	2	/	2	2
/	講習期間中の業務への従事	/	69	69	/	67	67	/	7	7
/	営利目的のあつせん行為	/	0	0	/	0	0	/	0	0
/	日誌等の作成等不履行	/	18	18	/	0	0	/	0	0
/	帰国時の報告不履行	/	0	0	/	0	0	/	0	0
計		3	320	323	0	304	304	0	313	313

3 「不正行為」の具体例

(1) 平成27年に「不正行為」を通知した件数の多かった類型の具体例は次のとおりである。

○ 賃金等の不払

「賃金等の不払」とは、技能実習生に対する手当又は報酬の一部又は全部を支払わなかった場合である。

【事例】 縫製業を営む実習実施機関は、技能実習生9名に対し、約2年8月間に渡り、時間外労働に対する割増賃金の一部を支払わなかったもので、不払であった賃金の総額は9名分を合わせて約453万円に達し、最も多い者では総額は約105万円であった。

○ 偽変造文書等の行使・提供

「偽変造文書等の行使・提供」とは、外国人の研修・技能実習に係る「不正行為」に関する事実を隠蔽する目的で、偽造・変造された文書・図画、虚偽の文書・図画を行使又は提供していた場合である。

【事例】 金属製品製造業を営む実習実施機関は、監理団体の事務局長が個人事業として営む労働者派遣会社から不法就労者の派遣を受け作業を行わせ、当該事務局長が当該実習実施機関に対し監査を行っていたもので、監理団体は、当該実習実施機関における不正行為（「不法就労者の雇用等」）を把握していながら、不法就労者の雇用はないかのように記載した虚偽の監査結果報告書を地方入国管理局に提出した。

○ 技能実習計画との齟齬

「技能実習計画との齟齬」とは、地方入国管理局への入国・在留諸申請の際に提出した技能実習計画と著しく異なる内容の技能実習を実施し、又は当該計画に基づく技能実習を実施していなかった場合である。

【事例】 総合工事業を営む実習実施機関は、受注工事の減少により実習現場が十分に確保できなくなったとして、「型枠施工」の技能実習を行うとして受け入れた技能実習生7名のうち3名を、約7月間に渡り、他の実習実施機関において木製建具手加工作業に従事させた。

○ 名義貸し

「名義貸し」とは、地方入国管理局への申請内容と異なる他の機関に技能実習を実施させていた場合や当該他の機関において技能実習を実施していた場合であり、名義を貸した機関及び名義を借りた機関の双方がこの不正行為の対象になる。

【事例】 農業を営む実習実施機関4機関は、グループ会社として共同で事業を運営しており、それぞれが「畜産農業（養鶏）」の技能実習を行うとして受け入れた技能

実習生を一括して管理し、技能実習開始当初から、申請上の実習実施機関や技能実習計画に関係なく業務の繁忙に応じて各実習実施機関に配属し、卵のパック詰めや鶏舎の掃除等の作業に従事させた。

○ 労働関係法令違反

「労働関係法令違反」とは、技能実習の実施に関し、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法等の労働関係法令について重大な違反があった場合である。

【事例】 溶接事業を営む実習実施機関は、技能実習生に対し36協定に規定する限度時間を超えて時間外労働を行わせた労働基準法第32条違反、労働基準監督官に対し虚偽の陳述及び虚偽の記載をした賃金台帳を提出した同法第101条違反により是正勧告を受け、また、同法第101条違反に関し、当該実習実施機関及び労務管理責任者が、それぞれ罰金10万円に処せられた。

(2) これらのほか、次のような事例がある。

○ 暴行・脅迫・監禁

「暴行・脅迫・監禁」とは、技能実習生に対して暴行、脅迫又は監禁を行っていた場合である。

【事例】 プラスチック製品製造業を営む実習実施機関の技能実習指導員は、朝礼時に、技能実習生が製造した製品に不良品が多い等として殴打等し加療1月の傷害を負わせ、当該技能実習指導員は罰金50万円に処せられた。

○ 旅券・在留カードの取上げ

「旅券・在留カードの取上げ」とは、技能実習生の旅券又は在留カードを取り上げていた場合である。

【事例】 監理団体は、技能実習生に対し、在留資格変更許可申請を行うのに必要であると虚偽の説明をし、当該技能実習生から旅券及び在留カードを預かり、実習実施機関と連携し「社員憲章」に違反したとして、当該技能実習生を出国させようと空港に到着するまで旅券等を返還しなかった。

○ 人権を著しく侵害する行為

「人権を著しく侵害する行為」とは、技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行った場合である。

【事例】 プラスチック製品製造業等を営む実習実施機関は、パソコンの所持を禁止したり、門限を20時とする等の「寮規則」を設け、それに違反した技能実習生には「罰金」として5万円を徴収することとし、実際に技能実習生7名から「罰金」として延べ60万円を徴収した。

○ 監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査，相談体制構築等の不履行」

「監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査，相談体制構築等の不履行」
とは，技能実習の継続が不可能となったときの地方入国管理局への報告を怠り，あるいは，
団体要件省令に規定する監理団体が不正行為を行ったときの地方入国管理局への報告を怠
った場合や，同じく団体要件省令に規定する監査，相談体制構築等の措置を講じていなか
った場合である。

【事例】 監理団体は，実習実施機関のうちの一部の機関に対しては自らは監査を行わず，
業務委託契約を締結する等した企業に「監査」を行わせた。

※ 本事例では，監理団体のほか，当該監理団体が行うべき「監査」を代行して行って
いた企業（1機関）に対しても「不正行為」を行ったと認められる旨を通知した。